

地方公共団体のための 環境配慮契約取組ガイドライン

令和8年7月
環 境 省

目 次

第1章 環境配慮契約とは	2
1. はじめに	2
2. 環境配慮契約とは	3
3. 地方公共団体における環境配慮契約の現状	6
第2章 環境配慮契約に取り組むには	9
1. 環境配慮契約実践フロー	9
2. 契約方針の策定段階	10
3. 実施段階	18
4. 実績把握・改善検討段階	21
5. 契約上の課題への対応	23
第4章 環境配慮契約法 各類型の解説	26
1. 電気の供給を受ける契約	26
2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約	31
3. 船舶の調達に係る契約	34
4. 建築物に関する契約	35
4-1. 建築物の設計に係る契約の概要	37
4-2. 建築物の維持管理に係る契約の概要	38
4-3. 建築物の改修に係る契約の概要	40
4-3-1. ESCO 事業に係る契約	40
4-3-2. その他の省エネ改修事業に係る契約	42
5. 産業廃棄物の処理に係る契約	43
第5章 補足資料	46
1. 用語解説集	46
2. 参考資料	48

第1章 環境配慮契約とは

1. はじめに

2025年2月に「地球温暖化対策計画」が改定され、2035年度に2013年度比60%削減、2040年度には73%削減という新たな目標を設定された。2050年のネット・ゼロの実現に向け、官民を挙げた脱炭素の取組が進んでいる。改定された地球温暖化対策計画では、家庭部門の省エネ化や再生可能エネルギー導入促進、産業・運輸分野での脱炭素化、地方公共団体での取り組み加速など、具体的な施策が盛り込まれている。とりわけ地方公共団体には、公共施設への省エネ設備導入や再生可能エネルギーのさらなる積極導入が求められている。

省エネ設備導入や再生可能エネルギーのさらなる積極導入を実現する手法として、「環境配慮契約」への注目が年々高まってきている。エネルギー消費の少ない照明や高効率なボイラーの導入だけでなく、再エネ電気の切り替えや、Zero Emission Building (ZEB) を考慮した庁舎の新設・改修等により、温室効果ガスを大幅に削減することができる。温室効果ガス削減につながる契約の実践は、市場を脱炭素型に転換し、持続可能な社会へ誘導する環境・経済施策であるといえる。

多くの地方公共団体がゼロカーボンシティを表明し、自らの事務事業から排出される温室効果ガスを削減しようとしていることから、環境配慮契約に取り組むことは、団体としての行政施策と同じ方向性であり、さらなる取組の浸透が期待される。

環境省は、これまで地方公共団体の環境配慮契約の取組を促進するために、平成26年度に「地方公共団体における環境配慮契約のすすめ」を作成し、地方公共団体の取組を支援してきた。環境省は、平成26年度以降、個別の地方公共団体の取組支援を行ってきており、そこで得られた知見等も踏まえ、11年ぶりに「地方公共団体のための環境配慮契約取組ガイドライン」の改訂を行った。

本ガイドラインは、地方公共団体の担当者が環境配慮契約に取り組む際、また契約方針を策定・改定する際に、必要となる知識や手順、考え方等をまとめたものとしている。関心の高い章をピックアップして読むなど、本ガイドラインに盛り込んだ内容を初年度からすべて実施しようとするのではなく、無理なく実施できそうな取組から着手いただくことが重要であり、継続的・発展的に取組を進めていただきたい。

2. 環境配慮契約とは



環境配慮契約とは

環境配慮契約とは、温室効果ガスの排出削減を目的に、製品・サービスを調達する際、価格に加えて、環境性能や事業者の環境への取組を含めて評価し、契約相手方を決定する契約することである。環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、競争を促しつつ、環境性能の優れた製品やサービスなどを積極的に活用できるようにする経済的にも無理のない仕組みが必要であり、環境配慮契約はその仕組みづくりにおいて、重要な役割を果たすツールとして考えられる。

地方公共団体は、環境配慮契約を導入することによって、自らの排出する温室効果ガス排出量をさらに削減できるほか、次のようなメリットも考えられる。

環境配慮契約を導入することによるメリット

- 価格に環境性能を含めた総合的な評価によって、コストと環境負荷低減のバランスが得られる
- 価格のみを重視した粗悪な製品やサービスを排除できる
- サービスの性能（価格、機能、品質等）に加え、事業者の取組を評価できる
- 環境配慮に積極的に取り組む事業者が優先的に選ばれ、社会全体へ環境配慮の取組が波及する



社会全体の脱炭素化を促し、持続可能な社会を構築するためには、温室効果ガス削減につながる製品やサービスの調達・契約を行うことが有効な手法である。温室効果ガスの排出削減につながる契約を推進するために制定・施行されたのが、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）」（環境配慮契約法）¹である。

環境配慮契約法は、国等の機関が環境配慮契約を推進することで、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的としている。公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行を推進するとともに、公共部門が買い支えることにより環境配慮型市場への転換を促進していくねらいがある。

環境配慮契約法では、第 11 条に地方公共団体の取組を「努力義務」と位置づけており、環境省が策定する環境配慮契約法基本方針²に基づいて、契約方針の策定に努めることを規定している。また同条第 2 項において、地方公共団体はその区域の「自然的社会的条件」に応じて契約の種類を定めることとされており、所属する都道府県や政令市の契約方針を参考にして方針を策定することや、共同調達を行う等により、小規模の団体も取り組むことが可能となる。

政府は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月改定）において、地方公共団体の公共施設等における再生電力の積極的導入を求めている。環境配慮契約の実践により、地球温暖化対策計画に整合した取組を進めることができる。

国及び独立行政法人等	地方公共団体等
エネルギーの合理的な使用 【第 3 条】	エネルギーの合理的な使用 【第 4 条】
環境配慮契約の推進 【第 3 条】	環境配慮契約の推進 【第 4 条】
国は環境配慮契約の推進に関する基本方針を定めること【第 5 条】	環境配慮契約の推進に関する方針【契約方針】の作成に努めること 【第 11 条第 1 項】
上記基本方針に従い、各省各庁の長及び独立行政法人の長は必要な措置を講ずること 【第 6 条】	契約方針には、環境配慮契約の種類について定める【第 11 条第 2 項】 契約方針に基づく必要な措置を講ずること【第 11 条第 3 項】
環境配慮契約の締結実績の概要を公表すること、また、環境大臣に通知すること 【第 8 条】	環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ、公表すること【第 11 条第 4 項】

図. 環境配慮契約法における各主体の位置づけ³

¹ 環境省，環境配慮契約法，<https://www.env.go.jp/policy/ga/>

² 環境省，環境配慮契約法基本方針，<https://www.env.go.jp/content/000306898.pdf>

³ 環境省，「環境配慮契約法」解説パンフレット，
<https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>



環境配慮契約法では、環境性能に加えて価格や事業者としての取組等も総合的に考慮し、契約することとしている。環境配慮契約法では、「電気の供給を受ける契約」や「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」等、8つの類型が対象となっており、類型ごとに契約方式も定められている。各類型の概要は、本ガイドライン第4章「環境配慮契約法 各類型の解説」（P26～）も参照されたい。

契約類型	主な契約方式
1. 電気の供給を受ける契約	総合評価落札方式
2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約	総合評価落札方式（除算方式）
3. 船舶の調達に係る契約	概略設計又は基本設計：環境配慮型プロポーザル方式 小型船舶：裾切り方式（入札参加条件を定めた最低価格落札方式）
建築物に関する契約	
4. 建築物の設計に係る契約	環境配慮型プロポーザル方式（新築及び大規模改修）
5. 建築物の維持管理に係る契約	総合評価落札方式、最低価格落札方式
建築物の改修に係る契約	
6. ESCO 事業に係る契約	プロポーザル方式、総合評価落札方式
7. その他の省エネ改修事業に係る契約	プロポーザル方式、総合評価落札方式
8. 産業廃棄物の処理に係る契約	裾切り方式（入札参加条件を定めた最低価格落札方式）

図. 環境配慮契約法における各主体の位置づけ

3. 地方公共団体における環境配慮契約の現状

環境配慮契約法第4条において地方公共団体等の取組は「努力義務」と位置づけられており、契約方針の策定に努めることと規定している。環境省では毎年契約方針の策定状況や組織的取組率等、環境配慮契約の取組状況についてアンケート調査を行い、取組状況や取り組む上での課題、取組を促すために必要な施策等に関する実態を把握している。



地方公共団体における環境配慮契約の現状

1. 契約方針策定率

契約方針の策定状況について、都道府県・政令市については、半分以上の団体が策定していると回答した一方、市区町村では策定率が低い状況であり、実施できていない市町村については、所属する都道府県や政令市の方針を参考とすることで、地域の実情に即した契約方針を策定することが可能である。

契約方針の策定方法としては、単独の策定のほか、環境基本計画や要綱等の中に必要な内容を盛り込む団体も見られる。環境配慮契約に取り組むことを位置づけている計画としては、「地球温暖化防止に資する計画」が17.6%と最も多く、次いで「環境施策の基本となる計画」が5.9%であった。環境配慮契約法が温室効果ガスの削減を目的とした法律であることから、地球温暖化対策計画への親和性が高いといえる。ゼロカーボンシティを表明する地方公共団体を中心に、温室効果ガスを削減する手段として、環境配慮契約の重要性の認識は高まりつつある。

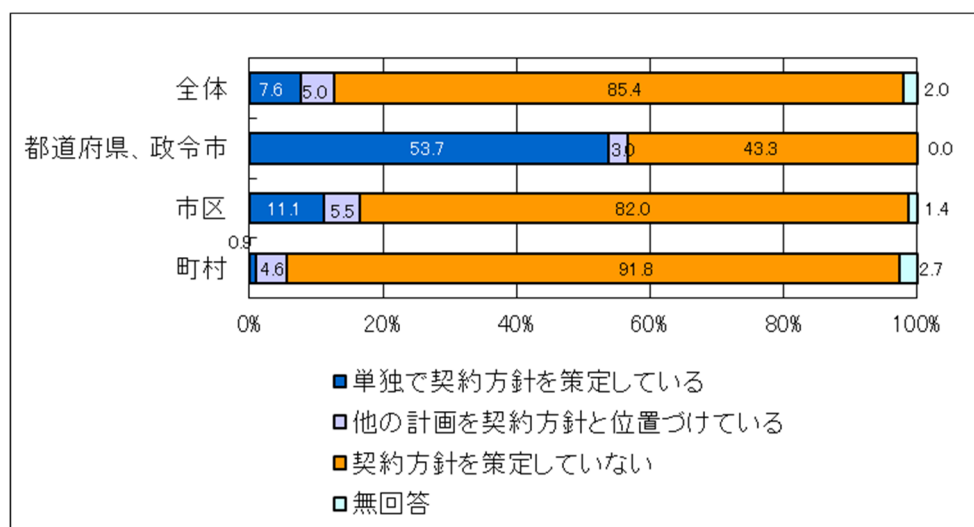


図. 環境配慮契約の契約方針の策定状況

2. 組織的取組率

環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」）と回答した団体の割合は、契約類型別に見ると、電気の供給を受ける契約が17.9%と最も高く、次いで自動車の購入及び賃貸借に係る契約（13.1%）であった。

電気の供給を受ける契約では、昨今の電力価格の高騰等から、落札価格の上昇や入札の不調が生じ、最終保障供給契約となるケースが増えており、随意契約を継続する団体も存在する。また、地方公共団体の担当者にとっては、地方公共団体からの参考見積の提供を辞退する小売電気事業者がいることも予定価格を作成する上での課題となっている。

一方で、環境配慮契約により電気の供給を受ける契約を実施する地方公共団体においては、予定価格を増額したり、複数の電力契約を一つの契約にまとめることでスケールメリットを出したりする等、契約価格の上昇や入札不調に対応する取組が見られている。

組織的取組とは？

契約する類型や契約目標等を記載した契約方針（他計画に位置づけている場合を含む）に沿って、環境配慮契約が行われている状態を組織的取組という。契約方針が策定されていなくても、以下のような場合は、組織的に取り組んでいると位置づけることができる。

- ・入札仕様書に環境配慮要件が記載されている
- ・契約マニュアルや手引き書に、環境配慮契約に取り組むことを求めることが記載されている

※毎年環境省が実施するアンケート調査では、「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」と「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」の合計を組織的取組と定義している。

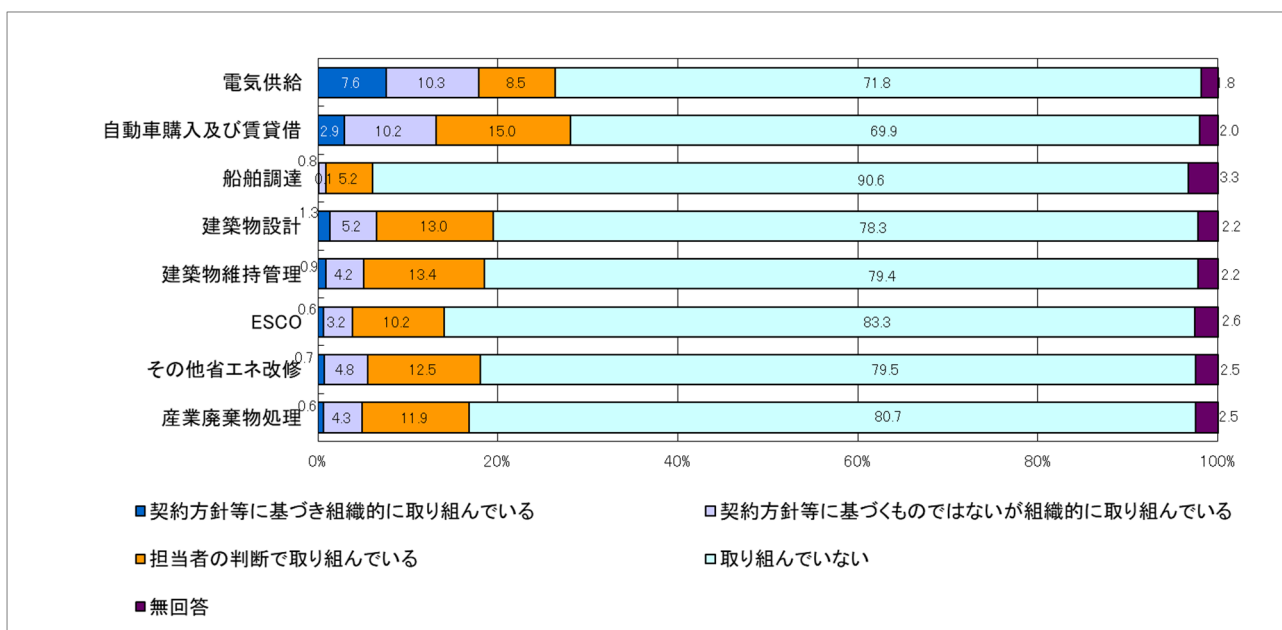


図. 環境配慮契約の組織的取組（全体）

3. 契約実績

環境配慮契約に組織的に取り組む団体及び担当者の判断で取り組んでいる団体において、「100%環境配慮契約を実施している」と回答した団体は、契約類型別に見ると、電気の供給を受ける契約が12.2%と最も多く、その他の契約では1～5%程度であった。

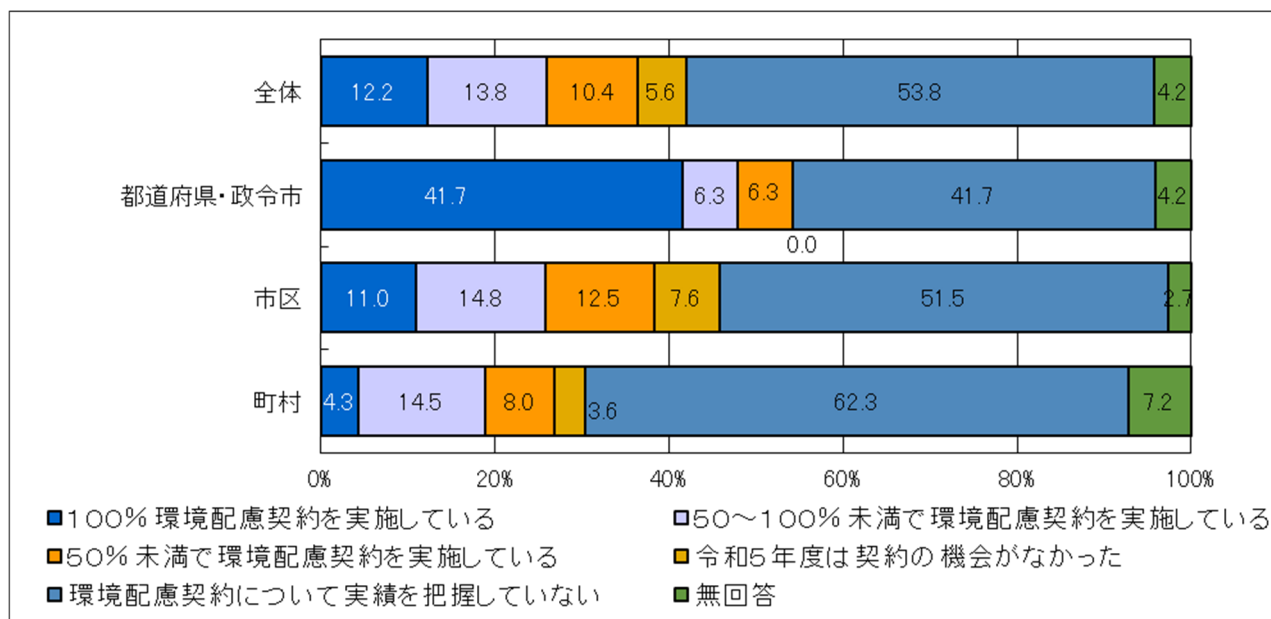


図. 環境配慮契約の契約実績（電気供給）

地方公共団体の取組状況をもっと知りたい方は

環境省ウェブサイトで、地方公共団体の取組状況に関する詳しい情報を掲載しています。

- 地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査

https://www.env.go.jp/policy/ga/ga_survey_result.html

- 環境配慮契約取組状況・事例データベース

https://www.env.go.jp/policy/hozen/contract_torikumizirei/

第2章 環境配慮契約に取り組むには

1. 環境配慮契約実践フロー

地方公共団体が組織的に環境配慮契約に取り組む上での標準的な実践フローを示す。

取組段階・内容	課題（例）	対応策（例）
契約方針策定 	現状を把握するための人的余裕がない	・ 調達・契約部署を確認し、契約方法や実績等を確認する。 ⇒P12「現状を把握する」参照
	対象案件（入札案件）がない	・ 出先機関や関係機関（例えば、学校、病院）等からの情報収集を行う。
	何の契約の種類に取り組めばよいか分からない	・ 既に環境配慮契約を実施している他団体の契約方針を確認し、多くの地方公共団体が既に取り組んでいる契約を検討する。
	環境配慮契約に取り組んだ際の効果が分からない	・ 温室効果ガス削減効果の高い契約から取り組む。
	どのような体制が必要か分からない	・ 既に環境配慮契約を実施している他団体に、導入時の経過や契機、効果、体制、契約事務等の聞き取りを行う。 ⇒P13「関係課との協議・調整」参照
	環境配慮契約の導入に係る部署の協力が得られない 具体的な契約事務が分からない	・ 所属する都道府県等、他団体の契約方針を参考にする。 ⇒P10「契約方針に盛り込むべき内容」参照
実施 	契約の手順が分からない	・ 環境配慮契約の全体のフローと注意点等を記載した手順書等を作成する。 ⇒P14「運用体制」参照
	環境評価項目や裾切り基準設定が分からない	・ 国や既に環境配慮契約を実施している地方公共団体の環境評価項目や裾切り基準、審査体制等を参考にする。 ⇒P15「シミュレーション・評価方法の検討」参照
	入札手続きに必要な審査体制等が分からない	・ 既に環境配慮契約を実施している他団体に情報収集の方法等の聞き取りを行う。
	要件を満たす事業者の情報が十分でない	・ 職員研修や啓発活動を行う。 ⇒P18「各課職員への周知・啓発」参照
	環境配慮契約に関する意識が低い	・ 既に効果の確認の仕組みを構築している他団体の事例を参考にする。 ⇒P21「契約実績の集計・公表」参照
実績把握・改善検討 	環境配慮契約の効果の確認方法が分からない	

2. 契約方針の策定段階



契約方針はなぜ必要なのか

地方公共団体の契約は、総務・管財部門、出先機関等が窓口を務めるが、人事異動等により、数年ごとに担当者が交代となることが多い。担当者によって、環境問題や環境配慮契約への関心度、契約事務に関する知識も異なるが、担当者の関心度や知識に依存しすぎると、担当者によって取組の浮き沈みが生じ、団体として取組の水準を維持することが困難になる。

建築物の設計や産業廃棄物の処理等は、営繕や環境部門等が一括で入札・契約を行う場合もあるが、学校や支所等の電気の供給契約等、施設ごとに契約する場合もあり、仕様書を作成する担当者も複数存在することになる。

このような状況で、部署や担当者の違いに依らず、団体として一定の取組水準を担保するためには、類型ごとに、事業者選定の手順や求められる環境要件、契約実績の集計方法等をまとめた「運用ルール」が必要で、それが契約方針の役割といえる。



契約方針に盛り込むべき内容

契約方針の書き方は、団体によってさまざまであるが、以下の内容は含めることが望ましい。

契約方針を策定するには、後述の「既存計画等との関係」、「現状の把握」、「関係課との協議・調整」等を踏まえ、契約方針を策定することとなる。契約方針は一度策定すれば済むわけではなく、契約実績を踏まえて、事業者を評価する基準や仕様書に盛り込む環境要件、運用方法等を見直すことも求められるため、契約実績の集計・公表や方針の見直し等、運用のしやすさも考慮しておくことがポイントとなる。契約方針の策定にあたっては、所属する都道府県や政令市等、既に契約方針を策定している団体を参考にするのが効率的である。

契約方針に盛り込むべき内容

- 目的（何のために環境配慮契約に取り組むのか）
- 取り組む根拠（法律に基づく取組であることを明記する）
- 対象組織（組織内で環境配慮契約に取り組む対象の整理）
- （必須）対象類型（どの契約類型で取り組むか）
- 契約目標（どのくらいの契約で環境配慮契約に取り組むか）
- 実施手順（どのように環境配慮契約に取り組むか）
- 評価方法と評価基準（各契約類型でどのように事業者を評価するか）
- 契約実績の集計・公表（どのように実績を集計・公表するか）
- 運用体制（各課の役割、取組評価と方針や運用方法の見直しを行う体制を明記する）

- 方針の見直し

地方公共団体の契約方針例を知りたい方は

環境省ウェブサイトで、地方公共団体の契約方針に関する詳しい情報を掲載しています。

- 地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース
https://www.env.go.jp/policy/ga/torikumishien_kako.html
- 地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/support.html>



既存計画等との関係

地方公共団体では、環境基本計画や地方公共団体実行計画等の既存計画の中に、契約方針で求められる要素を盛り込み、地方公共団体実行計画等を契約方針と位置づける例も多く見られる。

環境配慮契約に取り組むことを位置づけている計画としては、「地球温暖化防止に資する計画」が最も多く、次いで「環境施策の基本となる計画」であった（詳細は P6「1. 契約方針策定率」参照）。

契約方針を独立した単独の方針として策定する方法と、地方公共団体実行計画等の既存計画で位置づける方法のどちらとするかは、以下のような視点から検討することが望ましい。

<単独の調達方針を策定する利点>

○契約方針の運用のしやすさ

契約方針に沿って入札・契約を実施した場合、契約実績を評価し、方針や運用方法の見直しを行うこととなる。見直しをした結果、方針を改定することになった場合、既存計画とは別の文書として作成した方が、機動的に方針の改定を行うことができる。

<他計画に位置づける場合に注意すべき点>

○環境配慮契約の内容の簡素化

環境配慮契約の取り組み方の記述が簡素な内容となり、全庁的な取組が滞ってしまうと、本来の目的を達成することにならないため、一つの計画・方針として運用するであっても、P10 で挙げた内容は少なくとも盛り込んでおきたい。



入札仕様書に環境要件を盛り込み、環境配慮契約を実施するには、まず団体自らの契約状況や入札仕様書の内容等、現状を把握する必要がある。

電気の供給を受ける契約を例に考えると、地方公共団体が電気を使用する施設は、本庁舎の他、支所や公民館、小中学校、公園等、浄水施設、ごみ焼却施設等、多岐にわたる。また、施設ごとに契約されているケースが多く、高圧・低圧等、契約条件も様々である。また、複数の入札案件のグループ化を検討する場合、契約ごとの契約事業者や契約期間等の情報収集も必要となってくる。

そのため、これから契約方針を策定しようとする団体は、まず自らの団体の契約数、契約内容、契約先、担当部署等、実態を知ることから始めるのが有効である。公園の街灯の電気契約等も含めると、契約数はかなり多いことが想定されるため、現状を把握するには時間を要することが考えられる。現状把握を担当者一人で行うことは相当な負担となるため、契約を担当する各課に協力を要請することが望ましい。対応する各課において作業負担は生じるが、自らの契約内容を再認識する機会になる上、環境配慮契約の導入に向けた機運醸成のきっかけとなり得る。

表. 確認する契約内容例

把握する項目（電気の供給を受ける契約の場合）	
対象施設	本庁舎、出先機関、学校、病院、警察、浄水場等、どの施設で契約があるか
契約方法	一般競争入札（総合評価を含む）、随意契約（プロポーザル方式を含む）等
契約内容	高圧、低圧等
契約量	年間契約電力量
契約先	電気の供給を行う小売電気事業者
契約期間	開始時期、終了時期、契約年数（単年度更新、複数年契約等）
環境配慮	入札仕様書における環境配慮に関する要件の有無・内容
担当部署	入札仕様書を作成する部署（施設管理課、財務課、教育委員会等）
契約部署	入札結果を踏まえて契約事務を行う部署（契約課、財政課、施設管理課等）
入札資格者	入札参加資格を有する小売電気事業者の有無（入札参加資格登録を有しており、かつ入札参加要件（総合評価落札方式の標準点や裾切り方式のしきい値）を満たす事業者の確認）



組織的に環境配慮契約に取り組むためには、環境部門だけでなく、総務・財政部門や各部門との意識合わせ、連携が必要不可欠となる。現状把握で、個別の入札・契約内容を調べることで、どの部署に協力を求めればよいのかを掴むことができる。

また、以下の事項を予め整理しておくことで、関係各課との協議や調整を円滑に進めることができる。

表. 環境配慮契約実施に向けて関係部門との協議前に予め整理すべき事項と整理する目的

予め整理すべき事項	整理する目的
環境配慮契約に取り組む目的	環境配慮契約により達成したい目的を明確にする。ゼロカーボンシティを宣言している場合、ゼロカーボンシティを達成するために環境配慮契約に取り組む必要性を訴えることもできる。
法的位置づけ	環境配慮契約法において地方公共団体は契約方針を策定し、環境配慮契約に取り組む努力義務が規定されていることを取り組む根拠として示す。
既存計画での位置づけ	地方公共団体実行計画等、既存計画の中でも、環境配慮契約や再エネ電力の導入に取り組むことが触れられている場合、環境配慮契約に取り組む根拠の一つとすることができる。
他団体の取組状況	県内の団体や同規模の団体と環境配慮契約の取組状況を比較することで、どこまで取り組むべきかを検討する材料となる。
環境配慮契約に取り組む必要性や期待される効果	環境配慮契約による環境負荷削減効果を示すことにより、環境配慮契約が温室効果ガスの削減等に有効な手段であることを示すことができる。電気の供給を受ける契約であれば、現在供給を受ける電気の二酸化炭素排出係数を参考に、再エネ 100%電気に切り替えた場合の二酸化炭素排出削減量を試算することもできる。
既存事例	既に環境配慮契約に取り組む地方公共団体の事例や再エネ電力を供給する小売電気事業者等、環境配慮契約に対応した事業者の有無や具体名を把握することで、環境配慮契約に取り組むことのイメージを示すことができる。

多くの地方公共団体は、地方公共団体実行計画（事務事業編）に沿って地球温暖化防止に取り組んでおり、環境マネジメントシステムを導入する団体も多く見られる。環境配慮契約に取り組む場合、それらの取組の対象とする組織範囲（本庁舎、支所、学校、指定管理施設等）を同一とすることで、それぞれの運用を効率的に進めることができる。団体によっては、指定管理施設等、管理を委託する施設を実

行計画や環境マネジメントシステムの対象組織から外すケースも見られるが、その場合であっても、実行計画や環境マネジメントシステムに準拠して取り組むよう要請することが大切である。



運用体制

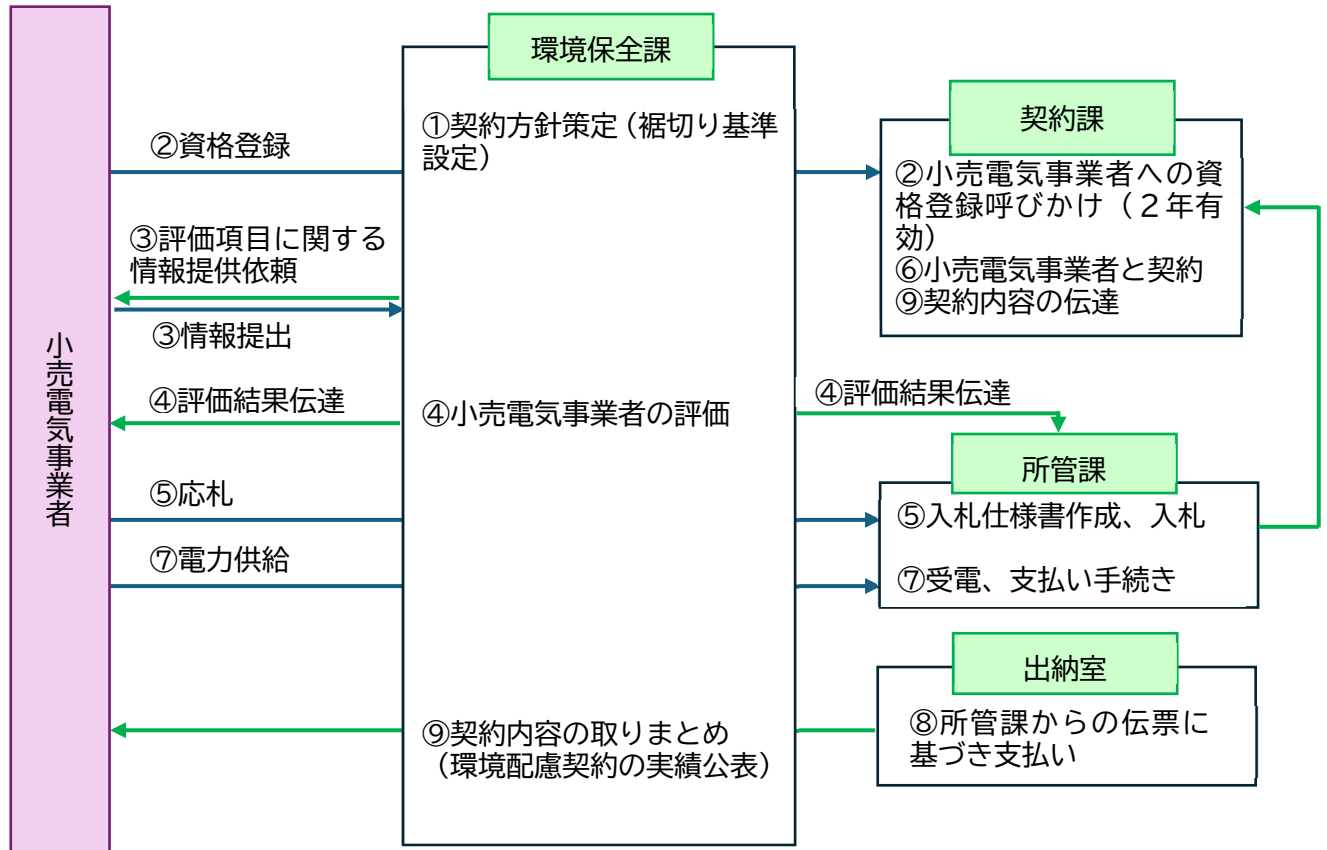
環境配慮契約に沿って取り組む上で、小売電気事業者の評価や入札仕様書の作成、入札・契約の実施等、さまざまな事務があり、環境部門だけでなく、総務・財政部門や各部門が連携し、それぞれが役割を担う必要がある。特定の部署に事務が集中してしまうと、負担の大きさから継続できなかつたり、他の部署の責任感の希薄化につながったりしかねない。また、その時点での役割分担や運用手順から大きく変更すると、他の部署からの協力を得にくい場合も考えられる。

そのため、契約方針を策定する際、どのような作業があり、どの部門が担当するのかという役割分担の整理や、実施手順をフロー図化する等、関係する部門と十分に協議し、各課担当者が理解しやすくなる工夫が大切となる。

表 各課の役割を整理した例（電力契約の例）

環境保全課	導入時	- 各電力契約内容の整理、グルーピングの検討 - 総合評価落札方式の評価項目の検討（小売電気事業者の仮評価） - 運用体制（各課の役割、手順）の検討 - 小売電気事業者へのヒアリング（入札参加意思の確認）
	運用段階	- 契約方針（評価項目・配点の設定）の策定 - 小売電気事業者へ評価項目に関する情報提供依頼・評価（毎年） - 契約内容のとりまとめ（環境配慮契約の実績公表）
契約課		- 小売電気事業者への入札参加資格登録呼びかけ（2年有効） - 小売電気事業者と契約 - 契約内容の伝達（環境保全課へ）
所管課		入札仕様書の作成、入札事務、小売電気事業者との契約事務 ※グルーピングによりいくつかの電力契約をまとめる場合、全ての施設所管課が実施するわけではない。
出納室		所管課からの伝票に基づき支払い

図. 環境配慮契約実施フロー例



シミュレーション・評価方法の検討

環境配慮契約法では、「電気の供給を受ける契約」や「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」等、8つの類型が対象となっており、類型ごとに契約方式も定められている。ここでは、代表的な取組方法として、「電気の供給を受ける契約」を例に、評価方法の検討・シミュレーションについて解説を行う。

○評価方法の検討

「電気の供給を受ける契約」は令和7年度の環境配慮契約基本方針の改定により総合評価落札方式で入札を行うこととされている。環境省ウェブサイトにおいて総合評価落札方式の関連資料を掲載しており、既に環境配慮契約を実施している地方公共団体であれば、評価項目や配点のアレンジも考えられるが、契約方針を新たに策定し、これから実践しようとする団体の場合、まずは環境省が公表している評価項目及び配点例を採用するのが良い。

表. 総合評価落札方式における標準点の評価項目

標準点の評価項目		基準値
1	電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示 ⁴ していること	－
2	事業者全体 ^注 又は調達電力の二酸化炭素排出係数	事業者全体：0.435kg-CO ₂ /kWh 以下 調達電力：0.342kg-CO ₂ /kWh 以下
3	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	50%以上

注：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。

表. 総合評価落札方式における加算点の評価項目

加算点の評価項目			配点 ^{注1}
ア	必須	事業者全体 ^{注2} の二酸化炭素排出係数	20 点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点
キ	任意	ディマンド・リスパンスの取組	任意

注1：配点は加算点の標準的な例を示したものの。加算点の合計 50 点を変更しない限り、調達者の判断により、キの任意の評価項目の採用を含め、配点・配分を決めることは差し支えない。

注2：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。

○シミュレーション

新たに契約方針を策定する団体は、環境省が公表する評価項目・配点例をそのまま採用した場合、入札参加資格を持つ小売電気事業者がどれくらいの点数となるかを予め確認しておくことが大切である。評価項目の設定にもよるが、入札参加資格を持つ小売事業者がいない、あるいは少ない場合、評価項目や配点も必要となる。裾切りの意味がなくなるほど基準を下げることは、環境配慮契約法の趣旨を損なってしまうが、入札を成立させることも重要であるため、検討した評価項目・配点を当てはめた場合のシミュレーションは必ず実施しておきたい。

○複数の入札案件のグループ化を検討

地方公共団体が電気を使用する施設は、本庁舎の他、支所や公民館、小中学校、公園等、浄水施設、ごみ焼却施設等、多岐にわたり、それらを一つずつ入札し、環境配慮契約を実施すると、地方公共団体と応札する小売電気事業者の双方に作業負担が発生し、非効率となる。

⁴ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

そのため、例えば本庁舎と支所の契約の取りまとめや、域内の小中学校の契約を取りまとめる「グループ化」を検討するのが良い。グループ化することにより、入札事務にかかる作業を減らすことができる。また、複数の入札案件を一つにまとめると契約電力量が大きくなるため、スケールメリットを出すことができ、小売電気事業者との契約金額を抑えることが期待できる。

入札事務の軽減やスケールメリットを出すために、グループ化を検討する場合、複数の契約電力を単にまとめればよいということではなく、まとめる電力契約の選び方や契約電力の大きさもポイントとなる。グループ化の対象とする契約を選定する際は、年負荷率や契約電力の大きさを参考にまとめるのが効率的であるといえる。例えば、年負荷率が大きく異なる電力契約をグループ化した場合、電力使用量の大きい契約に引っ張られ、非効率となる場合がある。また、複数の契約電力をまとめることで契約電力量が大きくなりすぎると、逆に小売電気事業者が応札する上で障壁となる場合もある。

入札可能となる適正な契約電力の規模は、小売電気事業者によっても幅があることから、入札参加資格を持つ小売電気事業者に予めヒアリングをしたり、アンケートで意向を把握したりすることが有効である。

3. 実施段階



各課職員への周知・啓発

組織的に環境配慮契約に取り組むためには、環境部門だけでなく、総務・財政部門や各部門との意識合わせ、連携が必要不可欠となる。とりわけ、各課職員への研修は一度実施するだけでなく、定期的・継続的な実施が必要となる。

<定期的・継続的な周知・啓発が必要な理由>

- 人事異動等により、各部門の環境配慮契約担当者は、定期的に交代となる。
- 各部門の環境配慮契約担当者は、電気の供給システムや環境配慮契約の専門家ではない。
- 各課が個別に環境配慮契約に沿った入札を実施する場合、同じ理解度・取組水準を維持するためには、同じ内容の教育が必要となる。

しかし、環境配慮契約に絞った職員研修の時間を確保すること、専門的知識の不足から職員が説明者となることは困難な場合があるため、以下のような対応方法が考えられる。

○既存の説明会や研修会の中に盛り込む

環境担当者向けには、環境マネジメントシステムや地方公共団体実行計画等、毎年定期的に実施している、既存の説明会や研修会の中に、環境配慮契約の説明部分を盛り込むことが考えられる。環境配慮契約法は、温室効果ガス削減を目的とした法律であることから、環境マネジメントシステムや地方公共団体実行計画に関連付けて説明を行うことで、行政施策同士のつながりを示すことができる。

会計・契約担当者向けには、予算方針説明会の中で説明を実施するほか、予算方針に関連する文書に環境配慮契約に実施することを盛り込むことが考えられる。

○外部講師を招聘し、説明会や研修会を実施する

職員による説明や研修の実施が難しい場合、環境カウンセラー、エコアクション 21 審査員、環境配慮契約ネットワーク等、外部組織から講師を招聘し、説明会や研修会を実施することが考えられる。

○庁内掲示板等の活用し、啓発資料を掲載する

職員への周知・啓発は、説明会や研修会だけでなく、庁内掲示板等に情報を掲載し、全庁的に周知を行う方法もある。環境省が実施した研修会動画や他の地方公共団体が作成した研修資料等へのリンクを庁内掲示板に掲載し、各課の環境配慮契約担当者を中心に閲覧させることもできる。一部の地方公共団体が作成した研修資料は環境省のウェブサイトから参照することができる。

職員への周知・啓発についてもっと知りたい方は

環境省ウェブサイトで、環境省が過去に実施した実務研修会の説明会資料や研修動画や、研修資料を作成している団体の資料を掲載しています。

- 環境配慮契約及び環境配慮契約 地方公共団体担当者実務研修会
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jitsumukenshuukai.html>
 - 環境配慮契約取組状況・事例データベース
<https://www.env.go.jp/policy/ga/chikoutaitorikumi.html>
-



策定した契約方針に沿って、入札仕様書を作成し、入札公告、事業者評価、応札という流れで契約者を決定する。入札仕様書を作成する際には、予め事業者から収集した情報の活用や、複数の契約案件のグループ化を検討することが大切である。

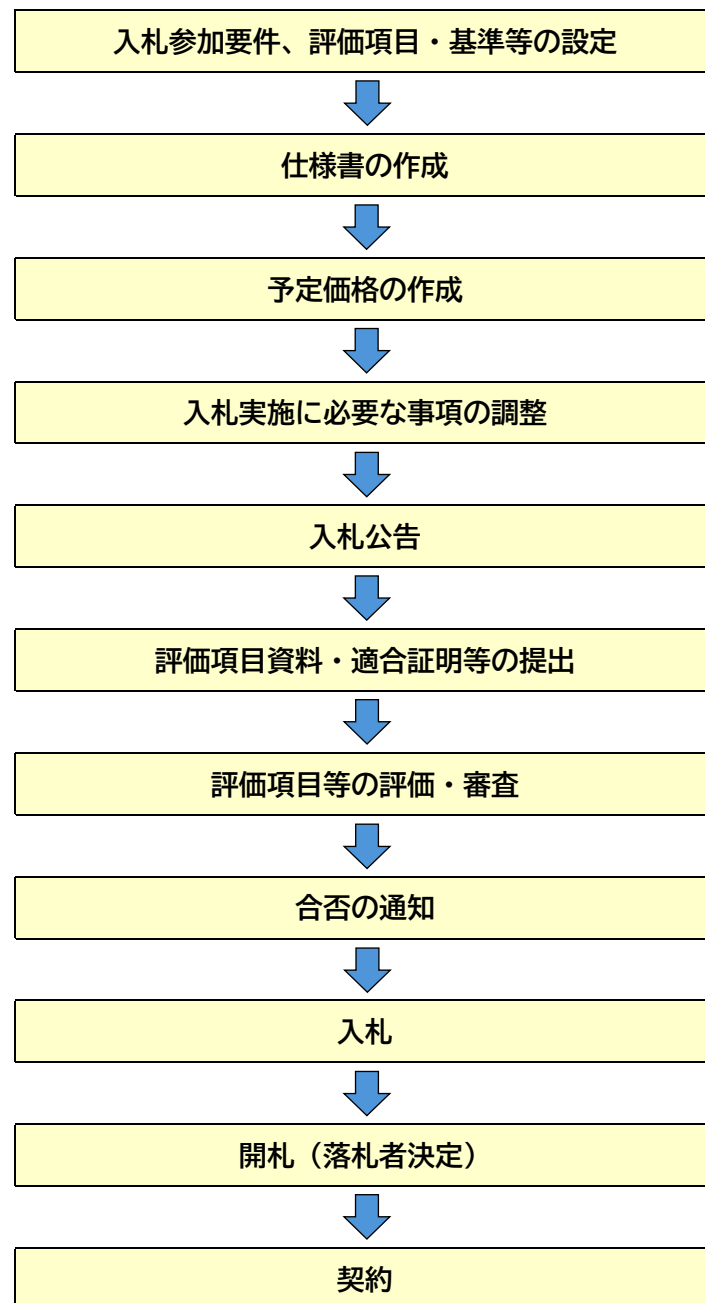


図. 総合評価落札方式に係る入札手続

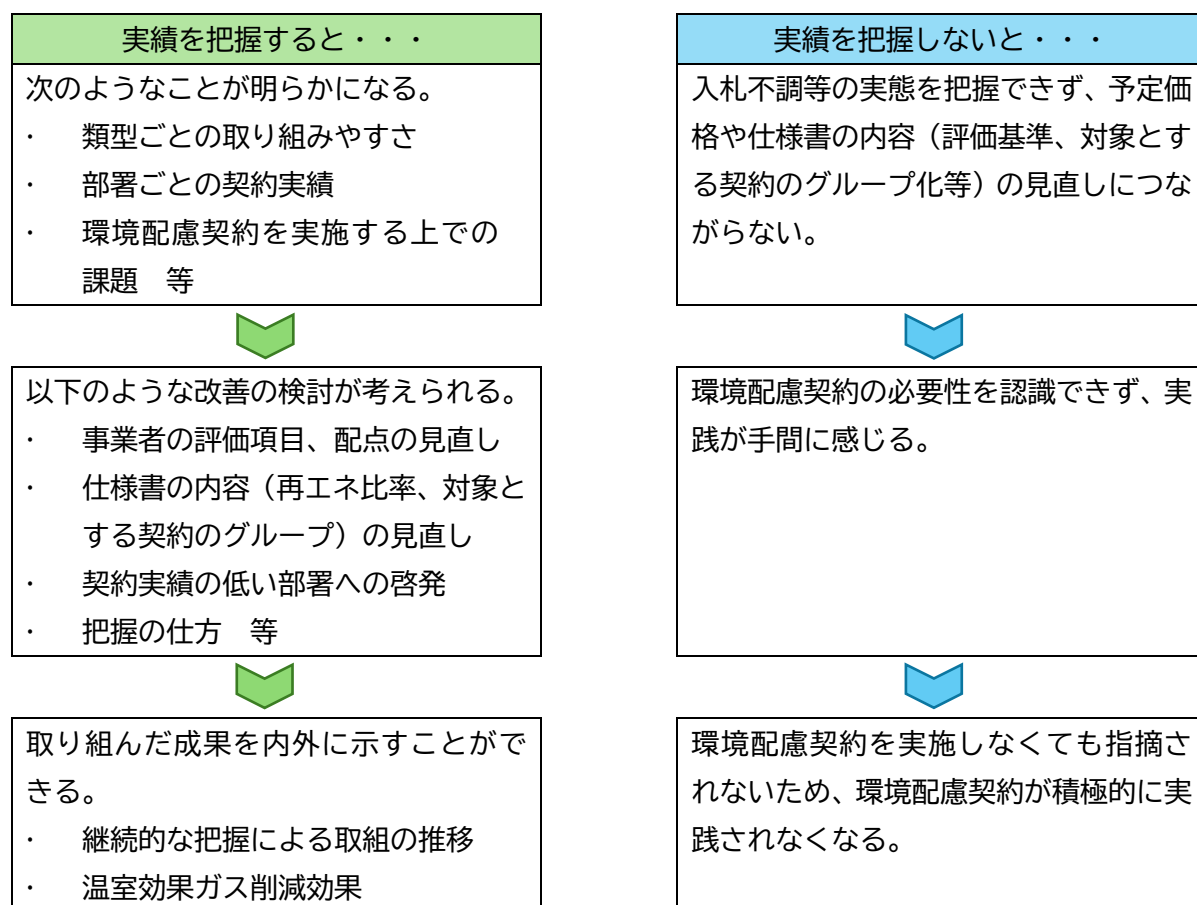
4. 実績把握・改善検討段階



契約実績の集計・公表

契約実績を把握すると、契約方針で定めた類型ごとの取り組みやすさや部署ごとの実績等が明らかになり、どのように改善すればよいかという PDCA サイクルが機能することとなる。また、契約した電力の二酸化炭素排出係数と消費量の実績から、電力由来の温室効果ガス削減量を試算し、組織内外で共有・公表することにより、気候変動対策として環境配慮契約の実施が有効であることを示すことができる。温室効果ガス排出量の算定は、地球温暖化対策計画の中でも実施していることから、連携して集計・公表することが効率的となる。

一方で契約実績を把握しない場合、契約方法の見直しをする機会がないことにより、積極的な環境配慮契約の実施につながらない懸念がある。



契約実績の集計書式についてもっと知りたい方は

環境省ウェブサイトで、地方公共団体が用いている集計書式を掲載しています。

- 環境配慮契約取組状況・事例データベース

<https://www.env.go.jp/policy/ga/chikoutaitorikumi.html>



環境配慮契約の実績把握を行うことにより、各課の実践状況や環境配慮契約の浸透度を掴むことができるが、契約実績を把握する真の目的は、単に実績を明らかにすることではなく、そこで明らかになった良い点と課題を次の運用へ活かし、つなげていくことにある。得られた結果（契約実績等）を評価し、PDCA サイクルで運用を見直し、スパイラルアップさせなければ、多くの職員の時間が活かされず、行政施策としての環境配慮契約の効果検証にもつながらないこととなる。

例えば、環境配慮契約の実施率が部署ごとに異なる場合、実施率の良い部署とそうでない部署との違いを分析することで、環境配慮契約の実施が進まない原因が浮かび上がってくる。環境配慮契約が実施できない理由として、仕様書での環境要件の書き方が分からない、入札の不調が続く、小売電気事業者からの応札がない等が挙げられ、それぞれの課題の要因を把握することが重要であり、原因把握には、小売電気事業者とのコミュニケーションも大切となってくる。

これらの評価及び PDCA サイクルによる運用（方針や体制等）の見直しは、評価する材料（契約実績等の情報）を活用することが効果的であることから、契約実績等を把握しやすい方法とすることも大切である。

また、環境マネジメントシステムや地球温暖化対策等、環境保全に関して既に取り組んでいる仕組みがあるのであれば、その仕組みの中で環境配慮契約も併せて評価し、改善につなげていくことが効率的といえる。

5. 契約上の課題への対応



契約上の課題への対応

組織的に環境配慮契約に取り組む上で、契約金額や職員への浸透、契約実績の集計等、様々な課題に直面する。それらの課題への対応方法を提案する。

表. 環境配慮契約に取り組む上での課題と対応策例

課題	対応策
再エネ 100%の電気の供給を受けられるのであれば、庁内で省エネの取組は実施しなくても良いのか。	脱炭素化に向けて電気由来の二酸化炭素排出量を減らすために、再エネ電気への切り替えは有効だが、並行して「省エネ」に取り組むことも重要である。省エネに取り組み、電力消費量を抑えることができれば、再エネ電気の単価が多少高くなっても、自治体全体での光熱費を抑えることができる。 省エネに取り組むための設備導入や機器の入れ替えにもコストがかかるため、投資額と二酸化炭素排出量削減効果のバランスをシミュレーションしながら、導入・切り替え計画を考えておくことが大切である。
再エネ比率の高い電力は、通常の電力よりも高額になるのか。環境配慮契約を導入する場合、どれくらい予算の増額が必要となるか。	再エネ電気は、発電設備の立地条件、発電方法、電気の契約方法によって、調達コストは異なるため、通常の電力よりも高額になるとは言い切れない。 環境配慮契約を実施することにより、従来よりも価格を抑えて、二酸化炭素排出係数の小さい電気を調達することは可能だが、環境配慮契約の取組を続けた場合、毎年、前年よりも調達コストを抑えられるわけではないことにも留意が必要である。 翌年度や次の入札に向けて予算措置を行う際、入札可能な小売電気事業者や供給可能な小売電気事業者から情報収集を行っておくことが大切である。またリバースオークションの仕組みを活用し調達コストを抑えながら再エネ比率の高い電気を調達する地方公共団体もある。
本庁舎以外の施設担当者の理解を得にくく、電力契約を切り替えることが難しい。各部署の協力を得るためにどのように必要性を訴えればよいか。 所管課にとっての環境面の効果以外のメリットは何か。	現在入札を実施していない団体であれば、入札に切り替えることにより「コストダウン」できる可能性があり、これは所管課だけでなく自治体全体にとっての大きなメリットになる。また、複数の電力契約をまとめることにより、入札事務や契約事務の「工数削減」につなげられる。

電力入札を行う場合、なぜグルーピングが必要なのか。	グルーピングは、自治体の契約事務を効率的に行うとともに、小売電気事業者の応札を促すために実施する。 地方公共団体の電力契約は、1件の契約電力量が小さい場合や、契約件数が膨大になる場合が多いが、1件ずつ入札を行うことは、自治体担当者と小売電気事業者の双方にとって効率的とはいえない。そのため、電力消費のパターン（負荷率）が似通っている電力契約をまとめ（グルーピング）、契約事務を効率的にするとともに、小売電気事業者が応札したくなるようなボリュームにする例が多く見られる。例えば、小中学校は同じような電力消費のパターンなので、それらを1本の入札案件にまとめる例が多い。
グルーピングについて、組み合わせてはいけない施設はあるか。	日負荷率や年負荷率、各施設の契約電力の大きさ等の指標があり、似通った施設を組み合わせるのが望ましい。例えば、小中学校と下水処理施設は電力消費の仕方が異なるため、同じ組合せにしない方が良いと考えられる。
応札事業者を増やすための対策はあるか。	地方公共団体が推進する環境施策（環境教育プログラムへの参加やカーボンプレジットの購入等）への参加を加点項目に設定して事業者の取り組みを評価したり、小売電気事業者へ事前に案内を通知したり、グルーピング等による契約電力量を見直す等が考えられる。
電力契約に関して、「環境に配慮した電力の調達」、「供給エネルギーの地産地消」、「地域経済の循環」の全てを考慮した契約配慮方針の事例はあるか。	策定する契約方針の中で、地産地消や地域経済の循環の優先に関する事項を含めるとともに、裾切り方式や総合評価落札方式の加点項目に関連する項目を加え、配点を大きくすることなどにより、地域新電力等、地域で発電された再エネ電気の調達につながり、エネルギーの地産地消や地域経済の循環を考慮した環境配慮契約を実施することが可能となる。
再エネ指定の電力購入が増えることで、日本全体における再エネの不足が懸念されるか。	国はエネルギー基本計画で再エネ電源を主力電源にすることを表明しており、再エネ発電設備を増やす方策を進めている。さらに再エネ電気の調達により需要を創出することで、発電事業者による再エネ発電設備の新設・増設につながるため、調達側としては再エネ電力を指定して調達することが重要である。
庁内の環境配慮契約に関する研修会への講師派遣を環境省へ依頼できるか。	環境省への講師派遣依頼は可能であり、以下の問合せ先に時期や内容等について問い合わせいただきたい。 <問合せ先> 環境省大臣官房環境経済課 グリーン契約担当 E-mail:ek@env.go.jp
環境配慮契約法基本方針の内容について質問したい場合はどうすればよいか。	環境省の以下問合せ先まで問い合わせされたい。 <問合せ先> 環境省大臣官房環境経済課 グリーン契約担当 E-mail:ek@env.go.jp

地方公共団体の環境配慮契約の取組を知りたい場合はどうすればよいか。	環境省の Web サイトに各地方公共団体の取組状況を掲載しているので参照されたい。 https://www.env.go.jp/policy/ga/chikoutaitorikumi.html
--	---

第4章 環境配慮契約法 各類型の解説

1. 電気の供給を受ける契約

国等が電気の供給を受ける契約を締結する場合、令和8年に閣議決定された環境配慮契約法基本方針では総合評価落札方式で実施することが規定されているが、令和8年度については裾切り方式から総合評価落札方式への移行期間とされている。基本方針関連資料では裾切方式と総合評価落札方式の両方の解説を掲載しており、参考にされたい。

(1) 環境配慮契約の考え方

電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の考え方は以下のとおりである。

- ①電気の価格並びに電気事業者の温室効果ガスの排出の程度を示す係数、環境負荷低減に関する取組状況並びに電源構成及び温室効果ガスの排出の程度を示す係数の開示の状況等を総合的に評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）を採用する。
- ②複数の電気事業者の参入が可能となるような評価項目や配点を設定する。
- ③事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する。
- ④再エネの調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達を避けることとする。

(2) 契約手続きの流れ

電気の供給を受ける契約における契約手続きの流れを図に示す。

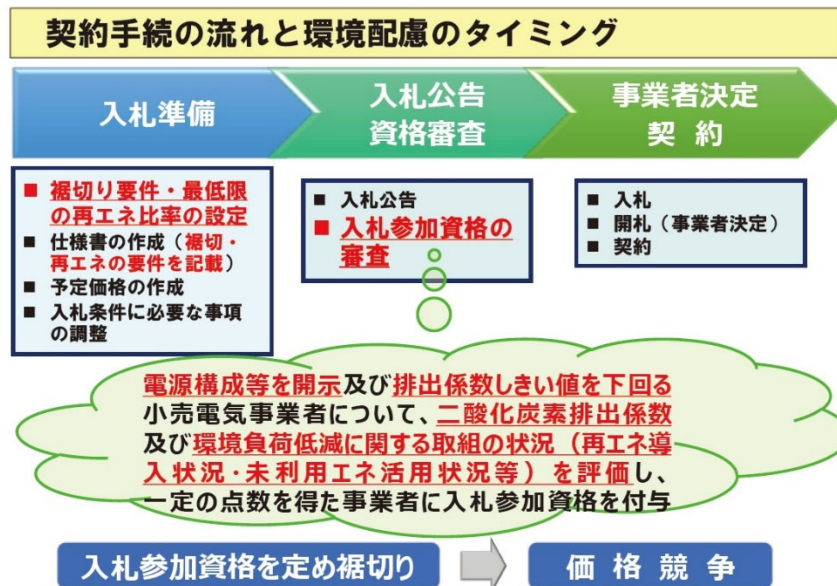


図. 電気の供給を受ける契約における契約手続きの流れ

（３）総合評価落札方式の評価項目と配点の設定

総合評価落札方式を実施する場合、まず評価項目を設定する必要があるが、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針解説資料（以下「基本方針解説資料」という。）」で、環境省が設定する評価項目と配点を示しており、標準点の評価項目・基準値を満たす小売電気事業者に標準点の満点を与え、入札参加資格を付与することを規定している。標準点の配点は 100 点、加点項目の配点は 50 点としており、標準点・加点項目の基準値及び加点項目内の配点は調達者が自由に設定可能であるが、基本方針解説資料には例を示している。

入札に参加する小売電気事業者は、電源構成及び非化石証書の使用状況、前年度の二酸化炭素排出係数を開示していることを前提としている。

入札に参加できる事業者を必要以上に制限するのではなく、各社による企業努力がある程度反映される水準となるよう、各項目の得点配分や入札に参加できる要件を設定することが重要である。

表．総合評価落札方式における標準点の評価項目

標準点の評価項目		基準値
1	電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示 ⁵ していること	－
2	事業者全体 ^注 又は調達電力の二酸化炭素排出係数	事業者全体：0.435kg-CO ₂ /kWh 以下 調達電力：0.342kg-CO ₂ /kWh 以下
3	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	50%以上

注：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。

表．総合評価落札方式における加算点の評価項目

加算点の評価項目			配点 ^{注1}
ア	必須	事業者全体 ^{注2} の二酸化炭素排出係数	20 点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点
キ	任意	デマンド・リスポンスの取組	任意

注1：配点は加算点の標準的な例を示したもの。加算点の合計 50 点を変更しない限り、調達者の判断により、キの任意の評価項目の採用を含め、配点・配分を決めることは差し支えない。

注2：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。

⁵ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

地方公共団体では、環境省が基本方針解説資料に示す項目の他に以下のような項目を設定している例もある（加点項目を含む）。

- 環境マネジメントシステムの導入状況
- グリーン電力証書の確保（譲渡不要）
- 省エネルギーの働きかけの状況
- 環境報告書の発行状況
- 地域の環境教育への貢献
- 地域の森林の機能増進活動への参加状況

▼評価項目の解説

①二酸化炭素排出係数

平成 20 年の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の改正を受けて、平成 21 年 6 月に「特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の算定に関する省令⁶」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令⁷」の一部が改正され、電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS））ごとに実排出係数⁸及び調整後排出係数⁹が算出・公表されている¹⁰。

公表された排出係数を用いて入札の際の配点表を作成することとなるが、国の基本方針解説資料では、調整後排出係数を評価に使用することとしており、標準点では事業者全体もしくは調達電力の排出係数、加点項目では事業者全体の排出係数で評価することとされている。

②調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

再生可能エネルギー電気の種類は基本方針解説資料に示す電源の種類及び非化石証書等との関係に示すとおり。

⁶ 平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号

⁷ 平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号

⁸ 電気事業者がそれぞれ供給（小売）した電気の発電に伴い、算定省令別表第 1 に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO₂）（以下「実二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者が供給（小売）した電力量（kWh）（以下「販売電力量」という。）で除して算出する。

⁹ 実二酸化炭素排出量（t-CO₂）から、償却前移転（償却を目的として国の管理口座に無償で移転することをいう。）した京都メカニズムクレジット（温対法第 2 条第 6 項に規定する算定割当量をいう。）等を控除した量（以下「調整後二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出する。

¹⁰ 新規参入者については、参入年度より前の排出係数が存在しないため、参入年度及びその次年度においては既参入者と同様の方法によって国が排出係数を公表することができない。そのため、参入年度及び参入次年度に限って年度ごとの排出係数に相当する係数を算出の上、国が当該係数及び根拠資料の内容を確認し、別途公表することとされている。

証書の種類 環境配慮契約	グリーン エネルギー (電力・熱) 証書	J-クレジッ ト(再エネ 電源由来)	市場取引			相対取引
			FIT	非FIT		
				再エネ指定	再エネ指定 なし	電気とセット 又は トラッキング ^{※4} 付
再生可能エネルギー の導入状況 ^{※1}	○※3	○※3	○	○※4	×	○
再生可能エネルギー 電気の調達 ^{※2}	○	○	○	○	×	○

※1：「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、再エネ特措法施行規則に規定された電源（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）が対象

※2：「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電力（大型水力を含む）

※3：グリーンエネルギー証書（電力）及びJ-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る（後述ウ①参照）

※4：トラッキング付の再エネ指定の非FIT非化石証書のうち大型水力を除く

図. 再生可能エネルギー電源の種類及び非化石証書等との関係

標準点については基準値（基本方針解説資料で示す基準値は50%）を超える割合を超える再エネを供給する場合に要件を満たすこととし、加算点については基準値を超える程度で線形評価により加点される。政府実行計画に掲げられた2030年度までに60%以上とする目標達成に向けて、再生可能エネルギー電気の調達実績及びその進捗状況並びに小売電気事業者の供給状況等を踏まえ、見直すこととされている。

③再生可能エネルギー導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入促進の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合（固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気は除く）を使用する。加算項目として評価され、基準値（基本方針解説資料で示す基準値は導入していれば加点）を超える程度で線形評価により加点される。前年度の全国の小売電気事業者の再生可能エネルギーの導入状況の実績及び推移等を踏まえ、継続的かつ適切に引き上げることとされている。

④未利用エネルギー¹¹の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点¹²から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。未利用エネルギーの活用状況は公表されておらず、入札への参加を希望する事業者に提出を求めること

¹¹ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

¹² 未利用エネルギーの活用に当たっては、発電への利用とともに、熱エネルギーとしての有効利用についても検討することが望ましい。

となる。加算項目として評価され、基準値（基本方針解説資料で示す基準値は活用していれば加点）を超える程度で線形評価により加点される。

⑤調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合

追加性のある再生可能エネルギー電気とは、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を指す。加算項目として評価され、基準値（基本方針解説資料で示す基準値は 35%）を超える程度で線形評価により加点される。

⑥指定地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組を評価することを大枠の方向性としているが、地域によって推進したい行政施策が異なることから、調達者の判断により、指定地域の対象範囲や評価内容の設定が可能である。

具体的な評価内容の例としては、

- 指定地域において発電された再エネ電力を供給していること
- 「地域脱炭素化促進事業制度」において誘致された地域に役立つ再エネ事業で発電された電力を供給していること
- 指定地域における卒 FIT 電力の買取を行っていること（買い取り価格での評価）
- 再エネに関する連携協定先の電力を供給していること

などが考えられる。加算項目として評価され、調達者が設定する要件を満たしていれば加点される。

⑦ディマンドレスポンス等の取組

小売電気事業者がディマンド・レスポンス（DR）に取り組む意義は、需要側の柔軟性を活用し、脱炭素化と再エネ導入拡大を後押しすることにある。ピーク需要を抑えることで火力発電の稼働を減らし、温室効果ガスの排出削減に直結する。また、需要を時間的にシフトすることで太陽光・風力など変動型再エネの出力と需要を調和させ、再エネの有効活用と調整力の確保が可能となる。これにより新たな化石燃料設備の増設を抑えつつ、安定供給とコスト抑制を両立できる。小売事業者にとっても、環境価値や再エネ利用拡大を提供する重要な手段となるものである。

具体的な評価内容の例としては、

- 下げ DR（ピーク時節電）に関する加点例
- 上げ DR（再エネ余剰吸収・ピークシフト）に関する加点例
- アプリ/見える化/スマートメーター連動に関する加点例
- IoT 機器の遠隔制御（機器制御型 DR）に関する加点例
- 料金メニュー（価格シグナル）に関する加点例
- アグリゲーション/VPP・市場連携に関する加点例
- 地域エネルギー×DR（マイクログリッド等）に関する加点例

などが考えられる。

2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

(1) 環境配慮契約の考え方

自動車の購入及び賃貸借に係る契約における環境配慮の基本的な考え方は以下の内容となる。

- グリーン購入法の基準を満足することが前提条件（特定調達品目に該当する場合）。
- 環境性能（燃費）と価格の両面から評価を行う（総合評価落札方式の採用）。
- 必要以上に入札を制限することがないよう配慮しつつ、行政目的等が確実に達成できるよう勘案する。
- 具体的要件は使用状況（走行距離実績など）を勘案し調達者において設定する。

なお、グリーン購入法の自動車に係る燃費基準値、自動車の種類、構造等の定義の詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月）で公表されている。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

▼自動車の購入及び賃貸借におけるグリーン購入と環境配慮契約の違い

自動車の調達にあたっては、「グリーン購入の取組を実施しているため、さらに環境配慮契約に取り組む必要性がわからない」とした意見が多く聞かれる。

グリーン購入は調達する自動車の燃費の最低水準を定めるもので、その最低水準をクリアしたものの中から価格競争で選定する方式（裾切り方式）となる。

車種によっては最低水準よりさらに高燃費を実現した自動車のあるクラスがあるが、グリーン購入法のみ適用によると、最低水準をクリアすればそれ以上の燃費の差は評価されないこととなる。これに対し、価格を含めて総合的に評価する総合評価落札方式を採用した場合は、最低水準からどれだけ燃費がよいのかを評価に含めることができ、最低水準からの「 $+ \alpha$ （プラスアルファ）」を評価することとなる。

自動車の調達における環境配慮契約として推奨している総合評価落札方式は、「よりよいものを選択する」という意味で、グリーン購入の基準による裾切り方式から一歩進めた手法であるといえる。

(2) 総合評価落札方式の採用について

調達しようとする自動車が以下の要件を満たす場合は、価格と環境性能の両面で評価する総合評価落札方式を採用することが、コストや環境配慮等の面からみて適切といえる。

○要件を満たす自動車がある程度普及していること

基本方針解説資料でも「一定程度普及段階にある自動車であることが、本契約方式による入札の前提となることに留意する必要がある」としている。総合評価落札方式は価格と環境性能を総合的に評価する方式であることから、価格面においても相応の競争力を有することが必要となる。

○要件を満たす自動車にある程度の燃費の差があること

例えば 2,000cc クラス（概ね車両重量 1,196kg 以上 1,311kg 未満）のガソリン乗用車の場合、グリーン購入法の燃費の最低水準は 17.2km/ℓだが、同クラスでは、30km/ℓを上回る自動車もあり、燃費

の差が比較的大きいといえる、小型の車両や特殊車両などは市場の自動車の燃費の差がそれほど大きくない場合もあります。

○長期の使用期間又はある程度の走行距離が想定されること

基本方針解説資料でも、賃貸借の場合「契約期間が3年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さく、加算点の満点が低い場合など、評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、調達者の判断により、必ずしも本方式を適用しないものとする」としている。

（3）総合評価落札方式によらない環境配慮について

地方公共団体において総合評価落札方式を実施するためには、地方自治法施行令により学識経験者に意見を聴くことが求められている。価格のみの競争入札の場合より手続きが煩雑になることから、調達台数が少ないなどの場合は、例えば燃費による裾切り基準をグリーン購入法の基準よりさらに引き上げることが「総合評価によらない環境配慮」の方法の1つとして考えられる。

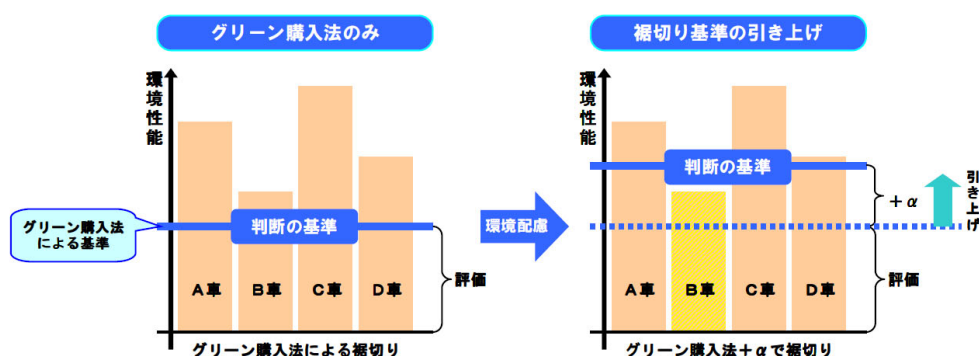


図. 裾切り基準を引き上げることによる環境配慮のイメージ

(4) 総合評価落札方式の評価方法

①総合評価落札方式とは

総合評価落札方式には一般的に加算方式と除算方式があり、一般的に次の式で表すことができる。なお、基本方針解説資料では、除算方式を推奨している。

加算方式：[得点] = [価格以外の要素の得点] + [入札価格点]

除算方式：[得点] = [価格以外の要素の得点] ÷ [入札価格点]

②価格以外の要素の得点

自動車の調達に係る環境配慮契約では、[価格以外の要素の得点]は、環境性能の得点（以下「得点」という。）となる。先述したように環境性能の「+α」を評価するため、最低水準を標準点（100点）として各自動車の「+α」要素を加算点として点数化する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点（性能）}}{\text{入札価格点}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格点}}$$

③加算点

加算点は以下の方法で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

※燃費基準値：要求する環境性能の最低水準（グリーン購入法の基準等）

燃費目標値：仕様を満足する自動車の中で最高水準の燃費値

【燃費基準値・燃費目標値に係る補足事項】

- グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合で、複数の重量区分にまたがる仕様により調達する場合当該車両（提案された自動車）の重量区分に対応する数値を分子の燃費基準値に、分母の燃費基準値及び燃費目標値には、もっとも燃費改善割合の優れた重量区分に対応する数値をそれぞれ使用する。
- グリーン購入法の燃費基準がない場合（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪自動車）
仕様を満たす自動車として市場に存在する自動車のうち、最も燃費の劣る自動車の数値を燃費基準値として、最も燃費の優れた自動車の数値を燃費目標値としてそれぞれ使用する。

(5) 留意事項

行政事務の遂行に当たり、グリーン購入法に定める燃費基準を満たし、目的に合致する適当な車種がない場合や貨物車、重量車等の一部の車種において燃費基準を満たす車両が存在しない場合等には、以下のような対応が考えられる。

- ・ 必ずしもグリーン購入法の判断の基準によらず調達を行う必要はない
- ・ 燃費以外の仕様を満たす車種の中で総合評価落札方式を行う
- ・ 燃費基準を満たさない場合は、算定した加算点が負の値（マイナス）となることに留意が必要

3. 船舶の調達に係る契約

(1) 船舶の調達に係る契約における環境配慮の意義

船舶は一般に 10 年以上の長期に渡って使用されるものであるため、船舶の調達等を行う場合に環境配慮契約を実施することは、長期的な視点での温室効果ガス削減に寄与することが期待される。

(2) 環境配慮契約の基本的考え方

船舶の調達に係る契約における環境配慮の基本的な考え方は以下のとおりである。

- ① 設計を事業者が発注する場合は、環境配慮に関しても調達者の要求を満たした船舶設計が期待できる設計事業者を選定する（設計業務を発注する場合にはプロポーザル方式を採用）。
- ② 小型船舶を調達する場合は、推進機関の燃料消費率等を要件に含める（小型船舶においてはエンジンの裾切り設定を行う）。
- ③ 必要以上に入札を制限することがないよう配慮しつつ、行政目的等が確実に達成できるように要求性能を適切に定める。

(3) 船舶の調達に係る契約における環境配慮契約

建築設計事業者の選定においては、提案を求めるテーマのうち 1 つ以上に温室効果ガス等の削減に資する内容を含める環境配慮型プロポーザル方式を環境配慮契約として推奨している。

小型船舶の調達に係る契約（建造に係る契約の他、購入に係る契約を含む）を締結する際には、調達者が当該船舶の用途・目的、航行区域等を鑑みて、推進機関の要件に燃料消費率等を含めることが有効である。我が国においては、政府実行計画の実施状況を見ると、平成 20 年度実績は船舶由来の温室効果ガス排出量は政府全体の温室効果ガス排出量の 25%を占めており、国等が船舶の調達等においても環境配慮契約を検討することはとりわけ重要であるといえる。そのため環境配慮契約の基本方針において、船舶の調達が環境配慮契約の対象となっている。

4. 建築物に関する契約

(1) 建築物に関する契約における環境配慮の必要性和意義

建築物の設計段階において環境配慮を実施した場合、現行の標準的な仕様の建築物に比べ、単位面積当たり約 10%の二酸化炭素排出削減効果があることが報告されている。建築物寿命を 65 年と仮定し、2013 (平成 25) 年度において本府省及び地方支分部局の主要な施設等 (約 1,600 万 m^2) が平均して建て替えられるものと仮定して二酸化炭素の削減効果を試算すると、1 年目における年間の二酸化炭素の削減効果は約 1,900t- CO_2 であるが、10 年目には年間約 1.9 万 t- CO_2 、30 年目には年間約 5.7 万 t- CO_2 の削減効果となり、建替えの完了時点においては年間約 12.4 万 t- CO_2 削減効果となる。建築物は長期にわたり供用されるものであるため、供用期間中を通じて二酸化炭素排出削減効果が累積されることとなり、設計段階において環境配慮を実施した場合の最終的な累積でみると 400 万 t- CO_2 を超える二酸化炭素削減効果となる。建築物の設計段階において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合、400 万 t- CO_2 超を他の手段で削減するための対策コストが必要になることになるが、設計段階において温室効果ガス等の排出の削減に配慮した場合にかかる対策コストと比較して大きくなる可能性がある。

2050 年の脱炭素社会の実現を見据えた場合、設計段階における ZEB 水準の省エネルギー性能の確保、再生可能エネルギーの最大限の導入等の省エネルギー・脱炭素対策とともに、建築物の維持管理を行う運用段階の取組、設備等の改修・更新時における最適な設備等の選択 (再生可能エネルギー設備を含む。)、導入判断等、建築物のライフサイクルにおいて可能な限りの省エネルギー・脱炭素化を目指すことが不可欠である。

環境配慮契約法の基本方針に定められた建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約及び建築物の改修に係る契約 (省エネルギー改修事業 (ESCO 事業) に係る契約及びその他の省エネ改修事業に係る契約) の契約類型は、個々の取組の推進による温室効果ガスの排出削減を図ることはもとより、建築物のライフサイクルにおいて効果的・有機的に連携することにより、相乗効果による更なる温室効果ガス排出削減及び脱炭素化を図り、2030 年度の中期削減目標の達成及び 2050 年ネット・ゼロに貢献することを目指すものである。

(2) 基本的な考え方

建築設計に係る環境配慮契約は、4 つの契約類型で構成されており、次のような基本的な考え方に立っている。

建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約及び建築物の改修に係る契約 (以下「建築物に係る契約」という。) に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- 建築物の新築は、原則として、建築物の ZEB 化及び再生可能エネルギーの導入を図る。
- 既存建築物の改修は、改修による省エネルギー効果等を踏まえ、必要に応じ、ZEB 化を見据えた中長期的な改修計画を検討する。
- 建築物に係る契約は、建築物の企画・設計段階から維持管理の運用段階、さらには建築物の改修段階に至るまでのライフサイクル全般において、建築物の脱炭素化を図るため、エネルギー消費量等のデータ計測・分析等を踏まえた各段階における対策・取組等の効果的な連携及び評価、要求性能の実現のためのプロセスの設定等について、専門家等の活用を含め、検討する。

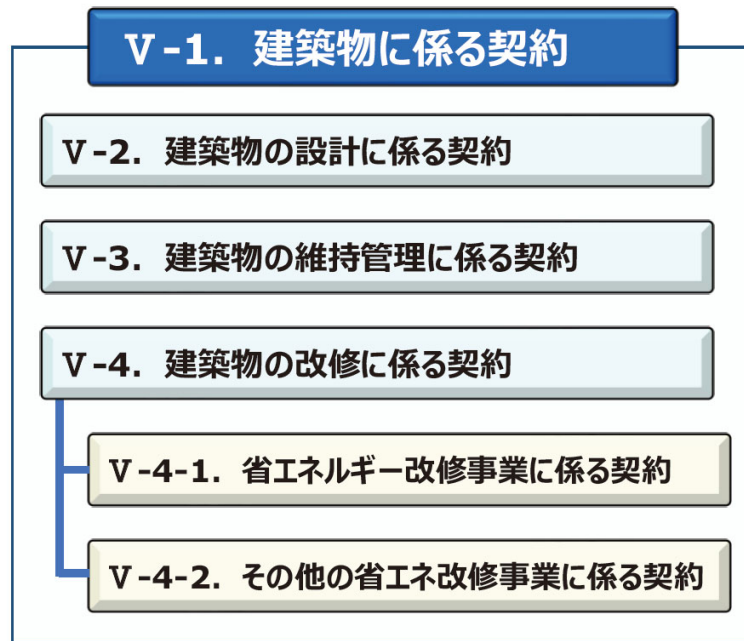


図. 建築物に係る契約の体系

4－1．建築物の設計に係る契約の概要

建築物における温室効果ガス等の排出の削減を推進するためには、設計段階において一定の環境保全性能を求めるとともに、更に建築物における環境保全性を高めるため、設計者に対し、ZEB 化や再生可能エネルギーの最大限の導入など求められる水準の確保を前提に、維持管理の運用段階を視野に入れつつ、温室効果ガス等の削減に関する技術提案を求め、脱炭素につながる優れた技術力を持つ設計者を積極的に活用することが適切である。

また、より質の高い設計を進めていくためには、環境配慮に関する設計と条件を明確にすることが重要である。また、環境に配慮された設計については、設計の初期の段階から意匠・構造・設備等からなる設計チームのバランスが取れた環境配慮に対する提案・検討がなされ、実現されていくことが重要であり、これらの取組が推進されるように十分に配慮する必要がある。

このため、環境配慮契約においては、設計者や設計組織の持つ創造力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウを技術提案書から評価し設計者を選定するために、環境配慮型プロポーザル方式を採用することとし、その適切な運用を図ることにより、設計者に対して建築物の供用後を含めた長期にわたる環境配慮を求めるものである。

4-2. 建築物の維持管理に係る契約の概要

建築関連から排出される二酸化炭素排出量は、我が国全体の 40%程度を占め、そのうち、建築物の運用段階における排出が 3 分の 2 程度との推計もあり、建築物の運用段階における省エネルギー・脱炭素化に係る取組の推進が温室効果ガス排出削減に向けた大きな課題となっている。また、建築物に起因する温室効果ガス等の排出削減のためには、その運用に当たって現状維持に止まらず、エネルギー消費量等の計測・分析及び分析結果等を踏まえた運用改善を図ることが極めて重要である。

このため、国等の機関の建築物については、設計段階における環境配慮の重要性に加え、維持管理を行う運用段階においても、設計段階の要求水準・要求性能を適切に発揮させる観点から、施設規模・運用管理体制に応じたエネルギー管理レベルを設定するとともに、データ計測・分析結果等を踏まえ、可能な限りの率先した省エネルギー対策の推進、更にはその先の脱炭素化を目指すことが必要である。

建築物の維持管理に係る契約に際しては、現時点での取組状況を把握が重要である。環境配慮契約が未実施の機関においては環境配慮に取り組む余地がないことを未実施の理由として回答する場合が多く、環境配慮の余地が実際にないのかを改めて確認するツールとして、環境省では「建築物の維持管理に係る環境配慮契約のチェックリスト」¹³を提供している。このチェックリストの活用により、取組状況を把握いただくとともに、取り組める内容を検討いただき、次年度の仕様書作成時に業務内容への追加を検討いただきたい。

対策・設備等	要求事項	日常業務		技術者支援等	費用発生	チェック項目	
		自ら実施	業者実施				
業務の実施体制	●					専門技術者の配置	☐
	●					同種・類似業務（同等の施設用途・設備等）の実績	☐
点検・保守等			●			主要設備の運転記録	☐
			●			設備の日常点検・保守	☐
				●		主要設備の管理標準の設定	☐
エネルギー管理		●	●			定期的（月/四半期/年など）なエネルギー使用量の把握	☐
熱源・熱搬送設備		●	●			スケジュール運転の適正化	☐
		●	●			運転時間の最適化	☐
		●	●			起動時間の適正化	☐
				●		燃焼設備の空気比の適正化	☐
				●		冷温水出口温度・冷却水設定温度の適正化	☐
				●		冷温水ポンプの冷温水流量の適正化	☐
				●		熱源機のブロー量の適正化	☐
				●		自動制御の動作確認、機器台数・容量の最適化	☐
			●	●		フロン類の漏えい防止及び点検	☐

図. チェックリストのイメージ

また、現状把握という観点では、建築物のエネルギー消費量等に係る定量的な指標・ものさしとして、国等の施設から報告のあった数値を基にベンチマーク指標を作成し、基本方針解説資料に掲載している。同一の用途の施設の中で、同様の延床面積・入居者数で比較した際、エネルギー消費効率みた立ち位置

¹³ <https://www.env.go.jp/content/000303432.pdf>

として A+～E-まで 10 段階で評価している。自身の立ち位置を把握することで、もし評価が悪い場合にはエネルギー消費を見直し、環境配慮の取組の実施を検討いただきたい。

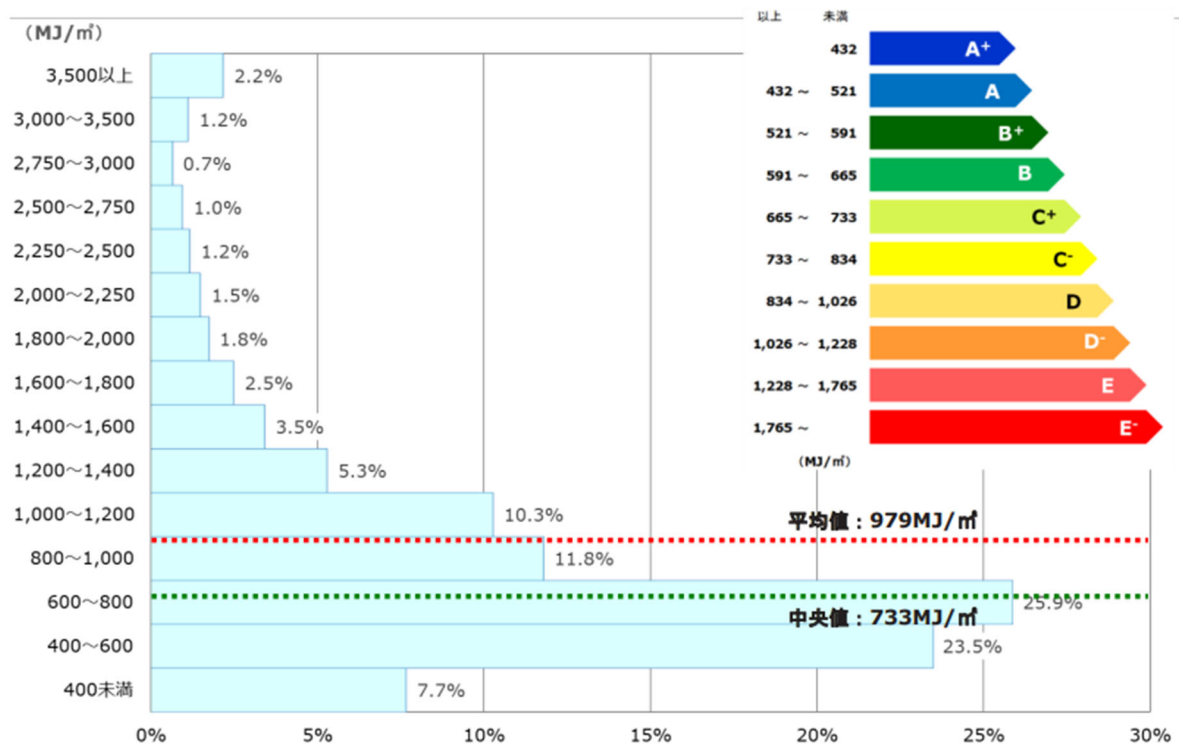


図. ベンチマーク指標のイメージ

4－3．建築物の改修に係る契約の概要

新築建築物における ZEB 化だけでなく、建築物のうち、大部分を占める既存建築物についても、大幅な温室効果ガス排出削減を図るためには、改修のタイミングで徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進等のストック対策を推進することが極めて重要である。

環境配慮契約法では、省エネルギー改修事業（以下「ESCO 事業」）を以下のように位置づけている。

ESCO 事業・・・事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を行う事業。

しかしながら、ESCO 事業は、光熱水費の削減額等により事業費を賄う仕組みであることから、事業が成立するためには、一定以上のエネルギー削減余地及び光熱水費額が必要となるため、ESCO 事業が成立しない場合が多い状況にある。いうまでもなく、建築物の省エネルギー・脱炭素化に資する事業は、ESCO 事業に限ったものではなく、これらの ESCO 事業以外の省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業（以下「その他の省エネ改修事業」という。）についても ESCO 事業とともに、「建築物に係る契約」の一つとして基本方針に位置づけ、国等の機関の施設における温室効果ガス等の排出削減、更には脱炭素化に向けて環境配慮契約を実施するものとする。

また、既存建築物の ZEB 化を推進する観点から、大規模改修時における建築物の ZEB 化実現（省エネ性能の ZEB 水準の確保）の可能性の検討、中長期的な改修計画において段階的にエネルギー性能の向上を図り、ZEB 化を目指す等の検討を行うことも求められる。

4－3－1．ESCO 事業に係る契約

ESCO 事業は、設計、施工、及び保守・運転管理等を含む複数年のサービスを提供するものであり、事業費の支払いに当たっては、保証された光熱水費の削減額で賄われる。

老朽化した設備機器がある場合には、その更新費用を別途積み上げ、通常の ESCO 事業と一体的に発注する事業（設備更新型 ESCO 事業）を行うことができる。

ESCO 事業の詳細については、ESCO 推進協議会のホームページ¹⁴を参照。

¹⁴ ESCO 推進協議会, <http://www.jaesco.or.jp/>

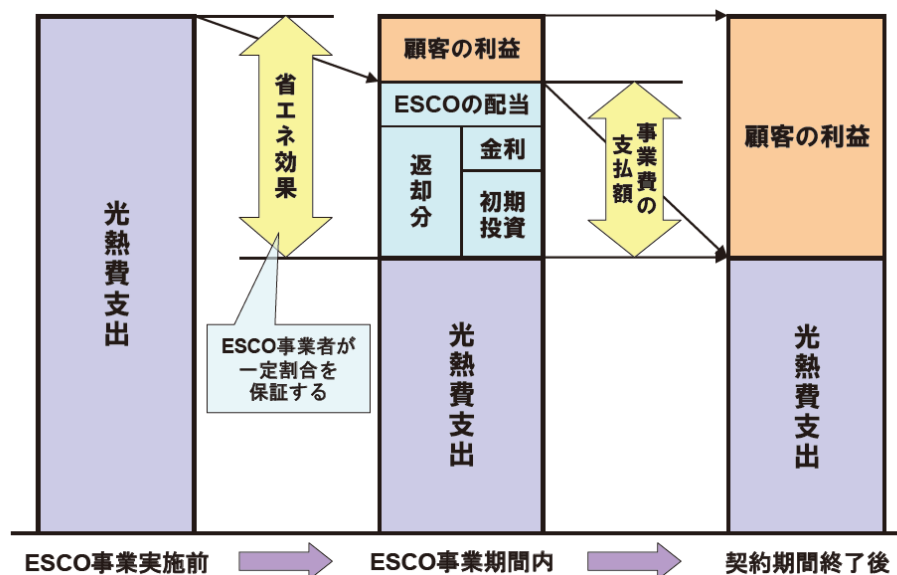


図. ESCO 事業のイメージ

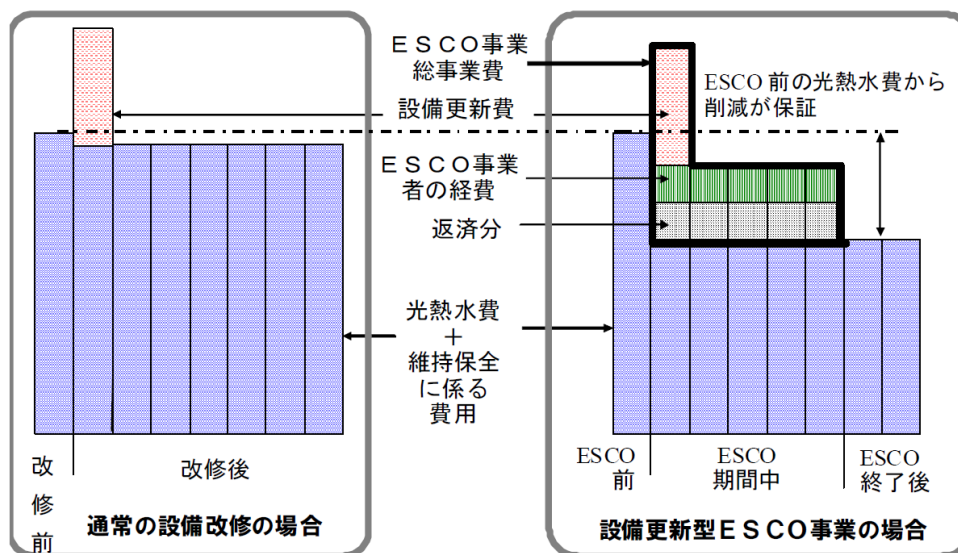


図. 通常の設備改修と設備更新型 ESCO 事業についての概念図

表. 設備更新型 ESCO 事業の構成

構成	概要
設備更新部	・発注者が指定した設備機器の更新（ただし、当該設備機器に係る維持管理及び省エネルギー効果の計測・検証は除く。）
ESCO 部	・発注者が指定した設備機器に係る維持管理及び省エネルギー効果の計測・検証 ・設備更新部に係る事業者の追加提案（効率の向上等） ・設備更新部以外で、事業期間の光熱水費削減額により導入費用を賄うことが可能な技術提案

4－3－2. その他の省エネ改修事業に係る契約

省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業は、照明や熱源、空調設備等の更新、外壁や開口部の断熱強化、エネルギーマネジメントシステムや再生可能エネルギー設備の導入等、改修する部位によって多岐にわたる。また、設備の故障、老朽化、耐用年数の超過等のタイミングで改修が必要となり、これらの事業と同時に省エネ設備等が導入される場合も少なからずあるものと考えられる。

新たに基本方針に位置づけられたその他の省エネ改修事業は、ESCO 事業以外の省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業を対象としている。

また、その他の省エネ改修事業の実施に当たっては、下記の項目について検討を行い、可能な限り、建築物の脱炭素化を目指すことが重要である。

- 改修による省エネルギー効果を踏まえた、必要に応じて中長期的な改修スケジュール（ZEB 化改修を見据えた中長期計画）
- 大規模改修時による ZEB 等の省エネ基準を満たす可能性
- 維持管理の運用段階におけるデータの積極的な活用（運用実績の改修計画への活用）
- 維持管理の運用改善に資するエネルギー消費量等のデータ計測・分析ツール、制御システムの導入等のエネルギー管理機能の拡充
- 改修事業終了後に適切な維持管理のため、必要に応じた運転指針等の作成

5. 産業廃棄物の処理に係る契約

(1) 環境に配慮した契約の必要性和意義

産業廃棄物の処理に係る契約においては適正処理が前提であることは当然であるが、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の3%弱を占め、廃棄物分野における対策は軽視できない状況にあるため温室効果ガス等の排出削減も考慮する必要がある。

国や地方公共団体等が産業廃棄物の処理に係る契約において、温室効果ガス等の排出削減、産業廃棄物の適正処理の促進等の実施に関する能力や実績等を考慮して事業者を選定することにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与することが期待される。

なお、産業廃棄物の処理については、資源循環の観点で、排出者自身で産業廃棄物を適切に分別し、リサイクルの推進、廃棄物を削減することが望ましい。例えば廃プラスチックの産業廃棄物を一般廃棄物として排出してしまうことがないよう、職員への周知を徹底することも重要である。

(2) 入札における裾切り方式

産業廃棄物の処理事業者に対し、「①環境配慮への取組状況」と「②優良基準への適合状況」をそれぞれ評価（点数づけ）し、最低基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用している。

表. 裾切り方式の評価項目（例）

評価項目	評価内容及び評価基準
環境配慮への取組状況	
環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表により評価。 事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価する。
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定 ¹⁵ ・公表を評価 事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画、目標及びその達成状況を数値で示し、その値をインターネットなどで公表していることを評価する。
従業員への研修・教育	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価。 上記に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間 1 回以上）に各種研修・教育を実施していることを評価する。
優良基準への適合状況	
優良適性（遵法性） ^{注1}	契約業務の入札日からさかのぼって特定不利益処分を5年間受けていないことを評価する。

¹⁵ 温室効果ガスの総排出量削減のほかに、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。

事業の透明性	事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設的能力等の情報を、インターネットを利用する方法により公表していることを評価する。
環境配慮の取組	ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けていることにより評価する。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへの加入していることを評価する。
財務体質の健全性 ^{注2}	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価。 { 直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であること。 直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

注1：「優良適性（遵法性）」に係る評価項目について

優良適性（遵法性）については、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分（詳細内容を資料編に記載）を契約業務の入札日からさかのぼって 5 年間受けていないことを評価することとしている。このため、新規参入から 5 年に満たない事業者は得点を得られないこととなる。ただし、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価の明確化を図るため、特定不利益処分を受けた時点から 5 年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後 5 年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の点数を「マイナス『配点の 50%』』とする（次表参照）。

表. 優良適性（遵法性）に関する評価（配点が 10 点の場合）

事業に参入して5年未満の事業者		事業に参入して5年以上の事業者	
特定不利益処分を受けていない事業者	特定不利益処分を受けた事業者	特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5年以上経過した事業者	最後に特定不利益処分を受けてから5年未満の事業者
0 点	-5 点	10 点	-5 点

注2：「財務体質の健全性」に係る評価項目について

財務体質の健全性については、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等について、「直前3年」を「事業参入時点からの経過年数」に読み替えるものとする。

(3) 標準的な手順

産業廃棄物処理に係る契約における標準的な手順は2通り考えられる。

b) 適合証明書で入札参加資格を確認する場合は、入札前の資格審査では「適合証明書」の提出を求める。適合証明書は第三者機関等が審査・発行するものではなく、定められた入札参加資格を満たしていることを自己宣言する形式の書類です（代表者名での押印など）。開札によって契約候補者が選定された後であらためて根拠資料を確認した上で、契約する手順となる。

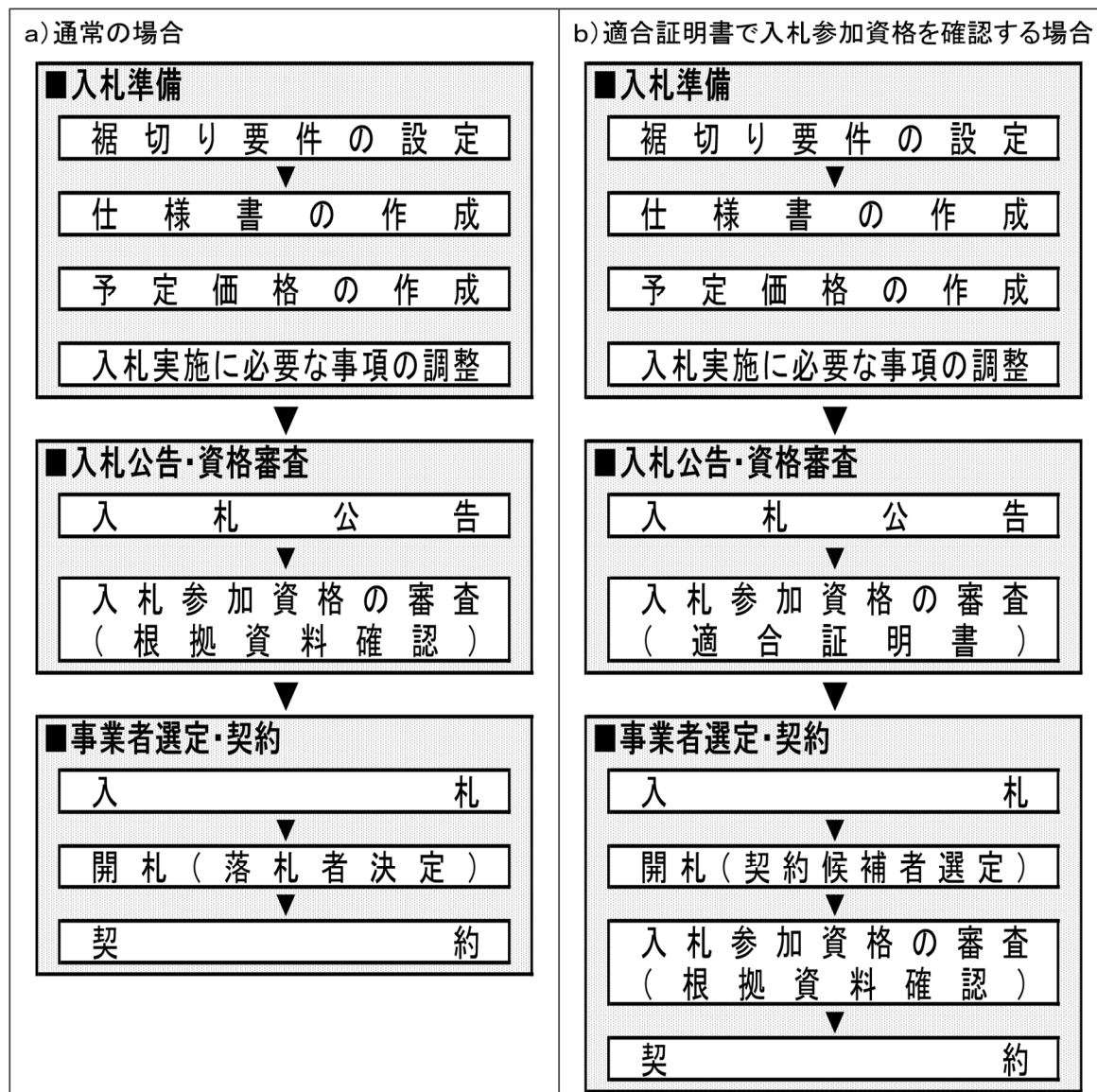


図 産業廃棄物処理に係る標準的な手順

第5章 補足資料

1. 用語解説集

用語	説明
裾切り方式	入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出係数等の環境性能で一定の基準を満たした事業者のみを入札参加者として選定し、入札参加者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式。
総合評価落札方式	価格だけでなく、環境性能や技術力を含めて入札評価する方式。環境性能を点数化し、総合得点で契約相手を決める。
プロポーザル方式（企画競争入札）	公共事業などで、価格だけでなく企画力、技術力、実施体制などの「提案内容」を総合的に審査し、最も優れた事業者を選定する方式。設計業務や委託事業において、品質や提案の質を重視したい場合に採用されることが多い。
負荷率	契約電力（kW）に対して、ある期間（年・月・日など）にどれくらいの電力量（kWh）を使ったかを示す「電気使用の効率（稼働率）」のこと。負荷率が高いほど、電力の需要変動が少なく、効率的に電力を利用できている状態を示す。
燃料調整費（燃料費調整額）	火力発電の燃料（LNG、石炭、石油）の輸入価格変動に合わせて、毎月の電気料金を自動的に調整する費用。燃料価格が上がればプラス（値上げ）、下がればマイナス（値下げ）として請求額に反映される。燃料価格の上昇分は反映できる分に上限が設定されている。
PPA	Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。初期費用なしで再生可能エネルギー（太陽光発電など）を導入できる仕組みを指す。企業や地方公共団体等が屋根や遊休地を提供し、PPA 事業者が太陽光パネルなどの設備を無償で設置・管理。発電した電気を需要家が購入する契約。 オンサイト PPA（敷地内に発電設備を設置）とオフサイト PPA（敷地外の発電所で発電し、送配電網を通じて供給）の2つ。長期間の契約が必要となる一方、初期費用・メンテナンス費用が不要なことや、電気料金・二酸化炭素排出量削減（脱炭素化）につながることで、非常用電源としても利用できる（蓄電池併用時）という利点もある。
ESCO 事業	Energy Service Company Project の略。施設や建物の省エネルギー化を進める契約モデル。ESCO 事業者と長期にわたって省エネ改善計画・実施・保証まで契約する手法で、環境配慮契約法でも類型の一つとなっている。
ギャランティード・セイビングス契約	発注者が初期投資（設計・施工）に係る資金調達を行う方式で、発注者は ESCO 事業者と光熱費等の削減保証を行うためのパフォーマンス契約を結び、初期投資年度の予算支出が突出する特徴がある。
シェアード・セイビングス契約	ESCO 事業者が初期投資を含め必要な資金調達を行う方式で、発注者は ESCO 事業者と光熱費等の削減保証を行うためのパフォーマンス契約を結び、改

	修等の費用の対価を分割で支払う。契約期間内で予算支出を平準化させることができる。
ZEB	Net Zero Energy Building の略。快適な室内環境を保ちながら、省エネと創エネ（再生可能エネルギーの利用）によって、建物が消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建築物を指す。具体的には、高断熱化や高効率設備による大幅な省エネと、太陽光発電などでエネルギーを創り出し、消費エネルギーを相殺させる。 ZEB は4つに大別される。 ・ ZEB（ゼブ）：省エネ＋創エネで消費エネルギー0%以下まで削減 ・ Nearly ZEB（ニアリーゼブ）：省エネ＋創エネで消費エネルギー25%以下まで削減 ・ ZEB Ready（ゼブレディ）：省エネで消費エネルギー50%以下まで削減 ・ ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）：延床面積1万㎡以上建物の用途によって消費エネルギー60%または70%以下まで削減
LCCO ₂ (Life Cycle CO ₂ Emissions)	製品・建築物等のライフサイクル全体にわたる二酸化炭素排出量。設計・調達・運用・廃棄までの環境負荷を総合的に評価する概念で、デザイン提案評価等に取り上げられている。
コミッショニング	建築物の実際の環境性能を確認し、本来の環境性能を実現するために行うプロセスを指す。新築建築物に対して行うコミッショニングと既存建築物に対して行うコミッショニングに分けられる。 新築建築物のコミッショニングは、設計者の設計業務や設計図書を検証し、また施工者が行う建設業務や設備品質を検証し、必要に応じて性能試験を実施することにより、確実な要求性能の実現を図るプロセスを指す。 既存建築物のコミッショニングは、現状の運用性能を検証・分析し、必要な改修や調整等を提案し、より適切な省エネ運転を実現するプロセスをいう。

2. 参考資料

参考にできるガイドライン類、情報収集に活用できるウェブサイト等

- 「環境配慮契約法」解説パンフレット
 - 環境配慮契約法に基づく基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定）
 - 環境配慮契約法基本方針 関連資料（令和8年2月）
<https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>
 - 環境配慮契約 地方公共団体担当者実務研修会
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jitsumukenshuukai.html>
 - グリーン契約 Q&A
<https://www.env.go.jp/policy/ga/netfaindex.html>
 - 地方公共団体の環境配慮契約の実施のための取組支援（平成26年度～令和6年度）
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/support.html>
 - 地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース
<https://www.env.go.jp/policy/ga/chikoutaitorikumi.html>
 - 地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査結果
https://www.env.go.jp/policy/ga/ga_survey_result.html
 - 契約類型ごとの参考情報
https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html
-

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

製品対策・グリーン契約推進係

TEL: 03-5521-8229 E-mail: gpl@env.go.jp

ホームページ【グリーン購入法.net】

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>